【別記１】 事業者認定申請書

**発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る**

**事業者認定申請書（新規）**

令和　　年　　月　　日

一般社団法人山梨県木材協会

代表理事　　天野　公夫　殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名： ㊞

山梨県産材認証ｾﾝﾀｰ登録番号：　　　　―

　貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１ 創業年、従業員数：　創業　　　　　年　　 従業員数　　　　　人

２ 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添１：適宜作成）

３ 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添２：適宜作成）

４ ＧＨＧ関連情報の収集・管理・伝達の有無（どちらかに〇）　有　・　無

５ 分別管理及び書類管理の方針（GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添３－１～３－４：適宜作成）

６ その他

　　・誓約書（別添４）

　　・資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

　　　　　　　□ＩＳＯ　　□ＪＡＳ　　□その他（　　　　　　　　　　）

【別添１】木材・木製品の主要品目、年間取扱量

**令和　　年度　　木材・木製品の主要品目、年間取扱数量**

　　　（令和　　年　４月　１日〜令和　　年　３月　３１日）

申請者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 品　　　目 | 単位 | 数　量 |
|
| １ | 原木（丸太） |  |  |
| ２ | 製材品 |  |  |
| ３ | 木製品（加工品） |  |  |
| ４ | 集成材 |  |  |
| ５ | チップ |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）１　過去１年間の主な取扱量を換算して記入してください。

　　　２　これ以外の品目があれば追加して記入してください

　　　３　単位には、㎥又は**t**で記入してください

【別添２】建物、施設の配置状況　（記入例）

**事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（例）**

|  |
| --- |
|  |

（注）施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。

【別添２】建物、施設の配置状況

**事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況**

|  |
| --- |
|  |

（注）施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。

【別添３－１】分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　（製材工場等チップ生産事業者の場合の作成例）

**分別管理及び書類管理方針書（例）**

〇〇〇〇事業者

令和　　年　　月　　日作成

　本方針書は、一般社団法人山梨県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年４月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場（土場）において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量及びチップ生産量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

【別添３－２】分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

　　　　　　（製材工場等チップ生産事業者の場合の作成例）

**分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）**

〇〇〇〇事業者

令和　　年　　月　　日作成

　本方針書は、一般社団法人山梨県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年４月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下「GHG関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場（土場）において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保存する。

（書類管理）

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量及びチップ生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

【別添３－３】分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　（素材生産業者の場合の作成例）

**分別管理及び書類管理方針書（例）**

〇〇〇〇事業者

令和　　年　　月　　日作成

本方針書は、一般社団法人山梨県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年４月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社が自ら所有している森林、もしくは、森林の伐採の権限を有している者から請負又は立木を買受けして、立木を伐採し、そこから得られた木材の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理責任者として定める。

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるか、それ以外の森林であるかを確認する。また、森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できるようにする。

・伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように管理する。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを出荷先に渡すこととする。

（書類管理）

・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

【別添３－４】分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

　　　　　　　（素材生産業者の場合の作成例）

**分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）**

〇〇〇〇事業者

令和　　年　　月　　日作成

本方針書は、一般社団法人山梨県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年４月１日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社が自ら所有している森林、もしくは、森林の伐採の権限を有している者から請負又は立木を買受けして、立木を伐採し、そこから得られた木材の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった伐採時点における証明書により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林であるか、それ以外の森林であるかを確認する。また、森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できるようにする。

・伐採した木材については、森林ごとに分別管理し、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを生産できる森林の木材とそれ以外の木材が混在しないように管理する。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たっては、証明書の写しを出荷先に渡すこととする。

（GHG関連情報の管理等の実施）

・素材等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送トラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。

（書類管理）

・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。

・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

【別添４】誓約書

**誓　約　書**

令和　　　年　　　月　　　日

一般社団法人山梨県木材協会

代表理事　天 野 公 夫　殿

　　 （申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づく認定を受けるにあたって次の事項を誓約致します。

誓約事項

１．発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成２４年６月林野庁）及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の定める諸規定の内容を了知し、これを遵守致します。

　　２．前項の諸規定に違反したと山梨県木材協会が認めるときは、認定を取り消され、事業者名及び取り消し理由を公表されることに異議ありません。

３．自らが発行した納品書又は証明書における間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別について消費者等との間で問題が生じた場合、自らの責任で全ての処理を行い、山梨県木材協会には一切ご迷惑をおかけいたしません。

４．認定後は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の内容や、木質バイオマスの取扱実績量等、山梨県木材協会が木質バイオマス利用促進のために必要と認める情報を一般に公表することに異議ありません。